

助成手続きの流れ



みどりと公園課みどりの係の窓口や電話でご相談をお受けします。

必ず、工事をはじめめる前に相談してください。

事前調査・現場説明も行います。

相談受付

代理人が申請する場合は、原則として、施主様にお会いし、申請内容等の確認を行います。

※緑化計画書や樹木等の保全の協議が必要な場合は、先または同時に認定・協議の手続きが必要です。

みどりのまちなみ助成対象確認申請書はホームページからダウンロードできます。

助成申請

- ①みどりのまちなみ助成対象確認申請書
- ②計画図〔案内図・平面図・立面図・断面図〕
- ③内訳のある**工事見積書**の写し等
- ④工事着手前の写真〔建築物全景・接道部分〕
- ⑤管理組合等の同意書など（共同住宅等）

(現地調査)

既存樹木移植、掘撤去の助成を受ける場合は、工事着手前に現地調査が必要です。

書類審査

区から助成対象の基準に適合しているとの連絡・通知があったから緑化工事を行ってください。

緑化工事開始…完了

緑化工事が完了しましたら区に連絡をください。

交付申請

みどりのまちなみ助成交付申請書はみどりの係の窓口でお渡ししています。

- ①みどりのまちなみ助成交付申請書
- ②竣工図〔平面図・求積図・断面図〕
- ③内訳のある**工事請求書**の写し等

完成後の現地検査・確認

原則として、緑化内容等の確認を行うため、施主様のお立会いをお願いします。

助成金の請求

※緑化計画書があるものは完了の手続きが必要です。

- ①区長あての助成金請求書

助成金の交付（入金）

助成金は申請者様の金融機関の口座へ振り込まれます。

助成の条件

（詳しくはお尋ねください）

- ・ 建築物が建築基準法等の関係法令を厳守していること
- ・ 完成後（5年以上）の維持管理者が確定していること
- ・ 申請者と建築物の所有者が異なる場合は、その所有者の同意を得ること
- ・ 共同住宅で緑化する場合は、管理組合等の同意を得ていること
- ・ 当緑化の助成について、同じ年度に受けていないこと
- ・ 緑化計画該当物件については、緑化計画の認定を受けていること
- ・ 前面道路の幅員が4m以上あること

目黒区が求める道路沿いの緑化イメージ

- 緑量豊かで中高木を主体としたみどり
- 野鳥がすめるまちなみする花や実のなるみどり
- ブロック塀を撤去して安全で安心できるみどり
- 連続性があり良好なまちなみ景観を確保するみどり

さまざまな樹木

高木（シンボルツリー）



ナツバキ(写真)、ヤマモモ、シラカシ、ハナミズキ、クログネモチ など

生け垣



ベニカナメモチ(写真)、イヌツゲ、シラカシ、ウバメガシ、イヌマキ など
出典許諾済：「緑化情報ナビ」財団法人建設物価調査会

中木（花や実のなる木）



ハナカイドウ(写真)、マンサク、ソヨゴ、キンモクセイ など

コニファー



ブルーヘブン(写真)、コロラドヒヤクシン、ゴールドコーン など

※区が、特定の業者に営業活動を支援したりすることは一切ありません。

※植栽を業者等に依頼する際には、施主様が維持管理することを考慮していただき、必ず、施主様がどのような植栽をしたいかを業者等と打合せください。

※他の助成や融資を受けている場合は、当助成を受けられないことがあります。

みどりのまちなみ助成

（接道部〈道路沿い〉緑化助成）

平成21年度版



【お問い合わせ】

目黒区都市整備部 みどりと公園課 みどりの係

住所 〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

電話 03-5722-9359

メール midori02@city.meguro.tokyo.jp

URL http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/enjo/midori_hogo/ryokuka/

園芸相談、植栽の相談は目黒区花とみどりの相談室へ
日時： 毎週火曜日 10時～12時、13時～16時
電話： 03-5721-4587 電話やFAXでも相談もできます
場所： 目黒区公園事務所（目黒区碑文谷6-13-18）
※鉢や枝などの現物をお持ちいただいてもご相談できます
※臨時休業等のお問い合わせは、03-5722-9242 利用係まで

助成対象

次の基準を満たしている必要があります。

(1) 最低の施工延長

- 道路に面した場所又は面していると認められる場所に連続して 1.0m以上を新たに緑化したものを対象にします。

※ 既存樹木を抜いて植え替えた場合は対象になりません。

(2) 敷地面積

- 500㎡未満が対象になります。

(3) 縁石の高さ

- 植栽地を形成するための縁石は、植栽の地盤面からの高さが 40 cm未満のものを対象にします。(道路面からの高さではありません。)

(4) 緑化の方法

- 原則として接道線に連続して植栽したものを対象にします。ただし、みなし接道緑化と奥行き方向の接道部緑化に該当する場合はこの限りではありません。
- 植栽が遮蔽物で隠れていないものを対象にします。やむを得ず植栽前面に設置する場合は透過率 70%以上のフェンスにしてください。
- 竹などの自然素材で樹木の保護・育成を目的とする四つ目垣等はこのフェンスにはあたりません。

※ フェンスの費用は対象になりません。

※ 遮蔽物を設置する場合は、植栽より内側《敷地側》に設置しないと対象になりません。

※ プランターによる植栽は対象になりません。

(5) 最低限の保全期間

- 完成後5年以上保全し、枯れてしまった場合は施主が良好な状態に直してください。(保全できなかった場合は、助成金の返還を求める場合があります。)

(6) 緑化工事を行う前の申請

- 緑化工事を行う前に必要書類を提出して助成対象確認を受けてください。

助成基準

助成の区分によって、次の基準を満たしている必要があります。縁石設置や塀撤去の助成では、それぞれの植栽工事がなされた場所の延長が対象になります。

(1) 新植栽

植栽区分	樹高	植栽密度
高木 (シンボルツリー)	4.0m～	1本/樹高m-1m
	3.0m～4.0m	1本/2.0m
	2.0m～3.0m	1本/1.5m ※1
中木 ※2 (花や実のなる木)	2.0m～3.0m	1本/1.5m
	1.5m～2.0m	1本/1.0m
生け垣 ※3	1.0m～1.5m	1本/0.5m
竹 ※4	1.0m～	1本/0.5m～3.0m
コニファー(園芸用に品種改良した常緑針葉樹でマツ、スギ、ヒノキ、マキ等の原種は除く) ※5	4.0m～	1本/3.0m
	3.0m～4.0m	1本/2.0m
	2.0m～3.0m	1本/1.5m
	1.5m～2.0m	1本/1.0m
	1.0m～1.5m	1本/0.5m

- 高木、中木及びコニファーを植栽する場合は、樹木の根元に地被植物等を植栽し、みどりが連続するようにしてください。(根元に植栽されないと、連続した植栽にみならずすることができないこともあります。)
- 株立ち(竹含む)は、1株を1本として算定します。
- つる性植物は、補助器具を使用せず、自立できるものを対象とします。
- 接道線から奥行き3mの範囲内(遮蔽物で見えな部分を除く)のみどりを対象とします。

※1 高木で樹高が2.0m～3.0mの場合は、植栽帯(奥行き)を1.5m以上とし、樹木の根元に低木以上の樹木を植栽してください。

※2 中木には、花や実が目立たない樹木(ベニカナメモチ・イヌツゲ・シラカシ・ウバメガシ等の常緑樹、モミジ・カエデ・アカメガシワ等の落葉樹、マツ・スギ・ヒノキ等の針葉樹)も対象になります。

※3 生け垣を植栽する場合は、葉と葉が触れ合う程度に連続したみどりとしてください。(樹高1.5m以上の樹木で生け垣を造る場合は、中木・高木の植栽密度ごとの助成単価を適用できます。)

※4 竹は樹高ごとの植栽密度で植栽してください。ただし、助成単価については樹高に関係なく同一単価を適用します。

※5 コニファーは、樹高3.0m以上の場合には、高木の助成単価を適用

します。(3m未満はコニファーの同一単価を適用します。)

(2) 既存樹木の移植

- 樹高 1.5m以上の樹木を同一敷地内で移植すると対象となります。(工事前の現地調査を受けてください。)

(3) 縁石設置

- 縁石は、石材・コンクリート・木材・金属・樹脂・陶器・レンガ・タイル等を使い新たに設置するものを対象にします。
- 植栽の地盤面から高さ 40 cm未満でボルト、釘、金具、接着剤、コンクリート等により固定した縁石を、新たに設置すると対象になります。

(4) 塀撤去

- 植栽の地盤面から高さ 40 cmを越えるブロック塀や透過率 70%未満のフェンス等の遮蔽物の撤去が対象になります。

(工事前の現地調査を受けてください。)

助成額

助成の区分に応じて、次の助成単価を適用します。

助成の区分		助成単価
新植栽	高木(シンボルツリー)	30,000円/m
	中木(花や実のなる木)	20,000円/m
	生け垣	10,000円/m
	竹	10,000円/m
	コニファー	10,000円/m
既存樹木の移植	樹高 1.5m以上幹周り 0.30m以上	15,000円/本
	樹高 1.5m以上幹周り 0.15m以上 0.30m未満	10,000円/本
	樹高 1.5m以上幹周り 0.15m未満	5,000円/本
縁石設置		5,000円/m
塀撤去		9,000円/m

- 1件の限度額は40万円までとします。
- 助成金額の総額に千円未満の端数がある場合には、切り捨てます。
- 高木の助成単価の適用は、助成延長最大5mまでとします。それを超えた部分は、中木の助成単価を適用します。
- 既存樹木の移植は、他にも助成制度があるので、相談してください。